

# 安曇野市多子世帯保育料等軽減事業助成金について



3人以上子どもがいる多子世帯を支援するため、認可外保育施設を利用している第3子以降の保育料等を軽減する助成金を交付します。


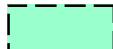
## 1. 助成対象者

下記の要件全てに該当すること。

ただし、施設等利用給付認定を受けて保育料の軽減を受けている者は除く。

- ①認可外保育施設を利用している第3子以降の児童の保護者であること。  
※企業、病院等事業所に設置され、専らその従業員等の乳幼児の保育を目的とする施設を除く。  
※認可外保育施設は児童福祉法第59条の2に規定する届出がされているもの。
- ②安曇野市に住所を有する者であること。
- ③子どもを3人以上養育している世帯の保護者であること。
- ④市税等の滞納がないこと。

## 2. 利用方法（助成金交付までの流れ）

-  ←保護者の方に提出していただくもの（窓口にて直接提出または郵送）
-  ←市からの通知等

① 助成金交付申請書の提出（添付資料：保育料等の実質負担額通知書）

② 助成金交付決定通知書

③ 実績報告書の提出（添付資料：保育料等の実質負担額証明書）

④ 助成金交付請求書の提出 ※③、④は3/31までに提出

⑤ 補助金等確定通知書発行

⑥ 助成金交付

提出先・お問い合わせ窓口  
安曇野市 こども園幼稚園課  
（本庁舎1階16番窓口）  
〒399-8281  
安曇野市豊科6000番地  
TEL：0263-71-2256（直通）  
FAX：0263-72-2065

※助成金の額、申請様式・添付書類は裏面を確認してください。

※申請書は**利用開始月の25日まで**にご提出ください。申請月以前の保育料は補助の対象になりませんのでご注意ください。

### 3. 助成金の額について

助成金の額は、次の表のとおりです。

ただし、他の補助金等により保育料の軽減を受けている場合は、その軽減額を表の助成金の限度額から控除してください。

年齢区分	助成金の限度額（月額）
3歳未満児（年度の初日に満3歳に達していない者）	保育料の月額と6,000円を比較して少ない方の額
3歳以上児（年度の初日に満3歳に達している者）	保育料の月額と25,700円を比較して少ない方の額

※保育料とは、認可外保育施設の設置者と保護者との契約により支払うこととされている費用のことです。ただし、給食費等は含めません。

※月途中での入退所等により保育料を日割り計算した月は含めません。

### 4. 助成金の計算方法

①保育料の月額
円

②上記限度額
円

計算してみよう！



①と②を比較して 小さい方の額
円

-

他の補助金の 交付額（月額）
円

=

③助成金額（月額）
円

③助成金額（月額）
円

×

利用月数
ヶ月

=

助成金額（年額）
円

### 5. その他

関係書類などは安曇野市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.azumino.nagano.jp/site/kosodate/11860.html>

安曇野市 多子世帯

検索

